

名古屋市交通局管理規程第7号

会計年度任用職員就業規程（令和2年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

第1条中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 内部事務等の補助的業務に従事する職員（以下「内部事務員」という。）

第2条第2項中「電車清掃業務監督員」を「内部事務員、電車清掃業務監督員」に改める。

第5条中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 内部事務員 1日7時間30分以内で別に定める時間・1週間平均37時間30分以内で別に定める時間

第6条中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 内部事務員 4週を通じ8日

第12条第1項第1号中「整理員」を「内部事務員、整理員」に改める。

第30条中「156.93時間」を「各年の4月1日から翌年3月31日までの日数から当該期間における名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日の日数を差し引いた日数を12で除して得た数に、7時間45分を乗じて得た時間（小数点以下第2位未満の端数は、切り捨てる。）に算出率を乗じて得た時間」に改め、「148時間」の次に「に算出率を乗じて得た時間」を加え、「に算出率を乗じて得た時間」を削る。

第36条第2項中「昭和25年名古屋市条例第32号。以下「旅費条例」と

いう。」を「令和7年名古屋市条例第 号」に改める。

附則第3項を次のように改める。

(経過措置)

- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第23条に規定する給料（以下「給料」という。）の額については、第5条に規定する1週間平均の勤務時間が15時間30分未満である者であって令和7年4月1日に在籍するものにあつては、第23条及び別表第1にかかわらず、これらの規定により定められる額に、給料及びこれに対する地域手当に、100分の205を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。ただし、第24条に規定する手当（第28条に規定する休日勤務手当及び夜勤手当並びに第29条に規定する超過勤務手当を除く。）の額の算定の基礎となる給料の額は、第23条及び別表第1により定められる額とする。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1

区分	給料の額	旅費
内部事務員	給与規程第4条第1項第1号に規定する企業職給料表(1)（以下「企業職給料表(1)」という。）の適用を受けるものとした場合において決定される号給（31号給を超えない範囲内とする。）の給料月額に、算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）	1級
部分休業等対応員、整理員、監視員及び電車清掃業務監督員	給与規程第4条第1項第3号に規定する企業職給料表(3)（以下「企業職給料表(3)」という。）の適用を受けるものとした場合において決定される号給（32号給を超えない範囲内とする。）の給料月額に、算出率を乗じて得た額	1級
保健指導員	別表第2に規定する保健指導員給料表の適用を受けるものとした場合において決定される号給（48号	1級

	給を超えない範囲内とする。)の給料月額に、算出率を乗じて得た額	
庶務事務職員及び業務補助員	企業職給料表(1)の1号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額	1級

別表第1備考第3項を同表備考第4項とし、同表備考第2項中「初任給、昇格及び昇給等に関する規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第4号。以下「初任給規程」という。）」を「初任給規程」に、「3 企業職給料表(3)」を「3 企業職給料表(3)」に改め、同項を同表備考第3項とし、同表備考第1項の次に次の1項を加える。

- 2 内部事務員が企業職給料表(1)の適用を受けるものとした場合において決定される号給については、初任給、昇格及び昇給等に関する規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第4号。以下「初任給規程」という。）別表第2初任給表1 企業職給料表(1)学歴免許欄の高校卒の区分によるものとした場合の号給に、経験年数による号給を加えたものとする。この場合において、経験年数については、初任給規程別表第3学歴免許等資格区分表の基準学歴区分欄の高校3卒の区分によるものとした場合の基準学歴を取得したとき以降の月数とし、適用する経験年数による号給については、経験年数の月数を12月で除して得た数（以下「経験調整数」という。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。